

(第1号訪問事業)「訪問介護員等によるサービス」

コード	対象者	単位数	実施方法	加算等内容
【A2①】	事業対象者、 要支援1、要支援2	週1回程度の利用 1月につき1,176単位 (週1回程度の利用で月5回の利用があった場合)	指定事業所 ○事業所の届出が必要	<input type="checkbox"/> ①初回加算あり <input type="checkbox"/> ②生活機能向上連携加算あり <input type="checkbox"/> ③特別地域加算あり <input type="checkbox"/> ④介護職員処遇改善加算あり <input type="checkbox"/> ⑤介護職員等特定処遇改善加算あり <input type="checkbox"/> ⑥同一敷地内建物等減算あり
【A2①】		週2回程度の利用 1月につき2,349単位 (週2回程度の利用で月9回の利用があった場合)		
【A2①】	要支援2	週3回程度の利用 1月につき3,727単位 (週3回程度の利用で月13回以上の利用があった場合)		
【A2①】	事業対象者、 要支援1、要支援2	週1回程度の利用 1回につき268単位 1月の中で全部で4回まで		
【A2①】		週2回程度の利用 1回につき272単位 1月の中で全部で8回まで		
【A2①】	要支援2	週3回程度の利用 1回につき287単位 1月の中で全部で12回まで		
【A2①】	事業対象者、 要支援1、要支援2	20分未満の訪問型サービス 1回につき167単位		

(第1号通所事業)「通所介護事業者の従事者によるサービス」

コード	対象者	単位数	実施方法	加算等内容
【A6①】	事業対象者、要支援1	1月につき1,672単位 (週1回程度 月5回の利用)	指定事業者 ○事業者の届出が必要	①生活機能向上グループ活動、②運動器機能向上加算、③栄養アセスメント加算、④口腔・栄養スクリーニング加算、⑤栄養改善加算、⑥口腔機能向上加算、⑦選択的なサービス複数実施加算、⑧事業所評価加算、⑨若年性認知症利用者受入加算、⑩サービス提供体制強化加算、⑪生活機能向上連携加算、⑫科学的介護推進体制加算、⑬同一建物等減算、⑭中山間地域等加算については、要件を満たせば加算・減算あり。 ⑮介護職員処遇改善加算あり、⑯介護職員等特定処遇改善加算あり、
【A6①】	要支援2	1月につき3,428単位 (週2回程度 月9回利用)		
【A6①】	事業対象者、要支援1	週1回程度、1回につき384単位 1月の中で全部で4回まで		
【A6①】	要支援2	週1から2回程度、1回につき395単位 1月の中で全部で8回まで		